

平成 23 年第 4 回
美唄市議会定例会会議録
平成 23 年 12 月 15 日（木曜日）
午前 10 時 00 分 開議

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 委員長報告
- 1 議案第 54 号 美唄市給与条例の一部改正の件（総務・文教）
 - 2 議案第 55 号 美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件（総務・文教）
 - 3 議案第 56 号 美唄市まちづくり基本条例の一部改正の件（総務・文教）
 - 4 議案第 57 号 財産購入の件（総合住民情報システム）（総務・文教）
 - 5 議案第 58 号 美唄市下水道事業受益者分担金条例の一部改正の件（産業・厚生）
 - 6 議案第 59 号 平成 23 年度美唄市一般会計補正予算（第 5 号）（予算審査特別）
- 第 3 議案第 60 号 美唄市教育委員会委員任命の件
- 第 4 議案第 61 号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第 5 議案第 62 号 美唄市固定資産評価員選任の件
- 第 6 意見書案第 13 号 A P E C での T P P 交渉参加表明に抗議する意見書
- 第 7 意見書案第 14 号 後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書

出席議員（13 名）

議 長	内馬場 克 康 君
副議長	小 関 勝 教 君
1 番	倉 本 賢 君
2 番	長谷川 吉 春 君
3 番	谷 村 知 重 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	森 川 明 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	桜 井 龍 雄 君
9 番	金 子 義 彦 君
10 番	高 田 正 則 君
11 番	五十嵐 聡 君
13 番	土 井 敏 興 君

欠席議員（1 名）

4 番	丸 山 文 靖 君
-----	-----------

出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	伊 藤 敦 史 君
市 民 部 長	山 崎 一 広 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君
商 工 交 流 部 長	市 川 厚 記 君
農 政 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	山 口 隆 慶 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
消 防 長	霜 田 公 法 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総 務 部 総 務 課 主 査	平 野 太 一 君

教育委員会委員長	工 藤 勝 善 君
----------	-----------

教育委員会教育長	安田昌彰君
教育委員会教育部長	奥山隆司君

選挙管理委員会委員長職務代理者	竹山哲郎君
選挙管理委員会事務局長	秋場勝義君

農業委員会会長	西川芳勝君
農業委員会事務局長	吉田寿幸君

監査委員	扇谷均君
監査事務局長	鎌田覚君

事務局職員出席者

事務局長	中平匡司君
次長	三上忠君

午前 10 時 00 分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第 1、会議録署名議員を指名いたします。

9 番、金子義彦議員

10 番、高田正則議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に、日程の第 2、委員長報告に入ります。

順序 1、議案第 54 号美唄市給与条例の一部改正の件ないし順序 6、議案第 59 号平成 23 年度美唄市一般会計補正予算（第 5 号）の以上 6 件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第 54 号ないし議案第 57 号の以上 4 件について、五十嵐総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 54 号 美唄市給与条例の一部改正の件、議案第 55 号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件、議案第 56 号美唄市まちづくり基本条例の一部改正の件及び議案第 57 号財産購入の件（総合住民情報システム）の以上 4 件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12 月 13 日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第 54 号における質疑・答弁のうち主なものを申し上げます。

初めに、今回の条例改正については、人事院勧告を反映しているとのことだが、以前に、職員の給与は人勧ではなく国公に準拠する旨の答弁がある。

国において、まだ震災に伴う給与臨時特例法案が通ってない現状の中、今回、地方裁量で地方公務員の給与を決めていくという考え方が先行したのではないかと思うが、そのあたりの経過と整理について、との質疑に対し、職員給与は国家公務員の給与に準拠することを基本と考えているが、国の状況、また北海道においても今回の人事院勧告を受け、同様の形で官民格差の部分を引き下げ、本年 12 月 1 日から適用されている状況から、本市においても人事院勧告に基づく本則部分の引き下げを行なうものである。との答弁。

次に、人勧に基づく給与改定について、国から何らかの指示があったか、との質疑に対

し、総務省から人事委員会を置いてない市及び町村においては、都道府県の人事委員会における公務員給与の調査結果等も参考に、地域の民間給与を反映させた適切な改定を行なうことが重要である旨の指示が文書で出ている。との答弁がありました。

次に、議案第 55 号における質疑・答弁のうち主なものを申し上げます。

現在の体育指導委員の数と、平成 22 年度における費用弁償の実績について、との質疑に対し、現在の体育指導委員は 16 名、費用弁償の平成 22 年度の実績は、年 4 回の定例会に延べ 47 人、市が開催する大会事業に延べ 27 人、計 74 人に対し、支払額は 22 万 2,000 円になっている。との答弁がありました。

次に、議案第 56 号における質疑・答弁のうち主なものを申し上げます。

まちづくり基本条例が制定されて 4 年がたつが、市民の中に浸透していない気がする。今回の条例改正に際し、パブリック・コメント等、市民の皆さんにも働きかけをしている部署として、この条例が美唄市民に、どういう印象を持たれていると感じているか、との質疑に対し、条例制定後、広報紙にシリーズで掲載し、いろいろなところでこの条例は市民生活に大きく関わる根幹であるとの説明をしてきたところであるが、基本条例の考え方等については、今後、市民の皆さんによくわかっていただけるような取り組みを考えていきたい。との答弁がありました。

次に、議案第 57 号における質疑・答弁のうち、主なものを申し上げます。

初めに、導入の趣旨は、三菱電機の一方面的な撤退、業務方針の転換と受けとめるが、こ

ういった行政的に落ち度がない部分に関する保証的なものは契約内容に含まれているのか、との質疑に対し、三菱電機との契約上、そういった保証的なものは設定していない。との答弁。

次に、三菱電機から、この事業からの撤退、事業方針の転換について報告があったのは、いつの時点か、また、その当時の行政のアクションはあったのか、との質疑に対し、三菱電機からは、平成 20 年 5 月に、平成 24 年度末のシステムの保守終了と、この事業からの撤退について説明を受けた。その際、市としては、支障なく運用してきたことから、少しでも長く続けていただけないかというお話をしたが、三菱電機本社の決定事項であり、お話を飲まざるを得ない状況であった。との答弁。

次に、この総合住民情報システムの導入により、本市における住民情報は、ほとんどが賄えるのか、また、運用に係る今後の保守費用はどの程度必要になってくるのか、との質疑に対し、いわゆる総合住民情報システムとしては十分であるが、包括支援、生活保護など、このシステムに入っていない業務もあり、これらについては、それぞれでシステムを持っている。保守料については、法改正あるいは制度改正の部分を含み、年間 659 万 7,000 円を見込んでいます。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 54 号ないし議案第 57 号の以上 4 件につきましては、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 58 号について高田産業厚生・委員長。

●産業・厚生委員会委員長高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第58号美唄市下水道事業受益者分担金条例の一部改正の件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月13日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第58号における質疑・答弁について申し上げます。

初めに、今回の供用開始分担区の戸数は、との質疑に対し、約 125 戸を見込んでいる。との答弁。

次に、高齢化等により、全戸が下水道を導入するという形にはならないと思うが、その辺の取り組み方や扱いについて、との質疑に対し、高齢の方も多く、いろいろな事情がある方もいると思うので、分担金の支払方法については、住民の意見を聞いて考えていきたい。との答弁。

次に、開発茶志内線の沿線の方で、区域外におられる方もいると思うが、その取り扱いについて、との質疑に対し、区域外については、エリアを設定しない限り下水道にはつなげないという考え方。今回の分担区は、開発茶志内線の沿線の住宅があるところはエリアでくくっているので、それ以外については個別排水対応としたい。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきまますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 59 号について高田予算審査特別委員長。

●高田予算審査特別委員会委員長高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 59 号平成 23 年度美唄市一般会計補正予算（第 5 号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月14日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第 59 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、東地区地域子育て支援交流広場事業について、現在、はみんぐで行われている子育て支援について、施設の利用状況、市としてどのような支援内容で運営されているのか、との質疑に対し、平成 13 年度から開設をしており、今現在、1 日平均 28 名ぐらいの利用。不況等による共稼ぎ世帯の増ということも考えられ、センター開設時には 1 日平均四十五、六人の利用者がいたが、23 年度で利用者数かなり減っている状況。

1 階は子育ての広場で、保育士が 2 人常駐して親御さんの子育て支援に当たり、2 階は子ども療育広場で、発達や成長にかなり心配のあるお子さんの対応をスタッフ 4 人で行っている。また、家庭児童相談員や子育て担当主査、母子自立支援員の設置もしている。との答弁。

次に、国道 12 号線を境にして、西側、東側で子育て世帯がどのような分布となっているのか、との質疑に対し、センター利用者の統計をとると、東地区から来所されている親御さんの数が 53% で、西側よりも東の方が人口

の増加傾向にもある。との答弁。

次に、他の地域からの事業要望はなかったのか、との質疑に対し、はみんぐを子育て支援の中核ということで事業展開しており、特定の地域のニーズ調査は現在していない。との答弁。

次に、今年度があと3カ月で終る時期に補正予算が出てきた理由、また、事業開始はいつかからか、との質疑に対し、子育て支援対策事業費補助金制度が23年度終了ということで、道の方からその活用について後押しをされていたが、折り合いのつく利用箇所が見つからず、今回場所の設定等について東福祉会館の管理者の方に快諾をいただき、今回の補正に計上することになった。

実施については、24年の1月から一応使用開始になるが、本格実施は24年度を予定している。との答弁がありました。

次に、水稻生産振興事業について、初めに、籾殻格納庫施設について、2棟の施設の大きさの違いは約2.5平方メートル弱だが、事業費の金額の差が大きい、その理由について、との質疑に対し、施設の規模は大体同じような格好になっているが、籾殻が発生する乾燥調製施設と籾殻を貯蔵する格納庫の位置関係で、送風パイプラインの機械でファンの取替が必要な部分等もあり、事業費に差が生じている。との答弁。

次に、産業用ヘリは、現在、何機導入されているのか、また、耐用年数が経過したヘリについて、更新に当たって希望が出された場合にはどのように取り組んでいく考えか、との質疑に対し、今回の補正予算で計上したものを含め、10の組織グループで合計11基運

用しており、古いもので平成8年導入というものもある。今年更新ということで、農業共済組合の高性能防除機械貸与事業というものを利用して、機体更新をされた組織グループが2つあるが、今後、更新等が必要になった場合は、相談をしながら検討していきたいと考えている。との答弁がありました。

結果と致しまして、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第54号ないし議案第57号の以上4件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号美唄市給与条例の一部改正の件ないし議案第57号財産購入の件の以上4件は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長内馬場克康君 これより議案第58号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 58 号美唄市下水道事業受益者分担金条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長内馬場克康君 これより議案第 59 号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 59 号平成 23 年度美唄市一般会計補正予算（第 5 号）**は委員長報告のとおり決定されました。

●議長内馬場克康君 次に、日程の第 3、議案第 60 号美唄市教育委員会委員任命の件ないし日程の第 5、議案第 62 号美唄市固定資産評価員選任の件の以上 3 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程さ

れました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 60 号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は、高橋泰浄委員が 12 月 23 日をもって任期満了となりますので、本教育委員会委員として、引き続き高橋泰浄氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第 61 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、山本哲司委員が 12 月 26 日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き山本哲司氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第 62 号美唄市固定資産評価員選任の件であります。

本件は、藤井英昭評価員が 12 月 15 日付をもって退任いたしますので、本市固定資産評価員として新たに山崎一広を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 60 号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 60 号美唄市教育委員会委員任命の件**は、原案のとおり同意することに決

定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 61 号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 61 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 62 号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 62 号美唄市固定資産評価員選任の件**は、原案のとおり同意することに決定されました。

●議長内馬場克康君 次に、日程の第 6、意見書案第 13 号 A P E C での T P P 交渉参加表明に抗議する意見書及び日程の第 7、意見書案第 14 号後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書の以上 2 件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれの提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第 13 号について、9 番、金子義彦議員。

●9 番金子義彦議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第 13 号につきまして、

案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

A P E C での T P P 交渉参加 表明に抗議する意見書

野田佳彦総理は 11 月のアジア太平洋経済協力会議(A P E C)首脳会議において「環太平洋経済連携協定(T P P)交渉参加に向けて各国と協議に入る」と述べ、事実上の交渉参加を表明した。その後、T P P 交渉参加にあたった国会審議における閣僚間の答弁の食い違いや、日米両国政府の発表に矛盾が生じる等、T P P を巡る混乱に拍車がかかっています。

混乱の原因は野田佳彦総理そのものにあると言わざるを得ません。特に交渉において国民皆保険制度については「断固わが国の制度を守る為交渉する」と述べる一方、コメの関税については「守るべきは守る」と真意が疑われる発言をするなど、交渉において真の国益を守る気概が感じられない姿勢が際立っています。

T P P 交渉参加にあたっては、交渉で協議されている事項が何なのか、わが国の利点・不利となる点・国益上の危機が何か、いかなる対策を検討しているのかが、国民に示されないばかりか、政府内の各省の試算がバラバラであることや、政府が正確な情報を出さないため、国民的議論が全く熟していない段階である。特に T P P は「聖域なき関税ゼロ」が前提であるとされているにもかかわらず、これにわが国がどのように対応するのが不明確な中で参加表明に踏み切ったことは、拙

速のそしりは免れません。

また、与野党を問わず A P E C での拙速な参加表明には慎重な意見が続出し、地方議会でも交渉参加に反対する意見書が相次いで可決される中、こうした声をないがしろにし、政府が交渉参加に踏み切ったことは極めて遺憾であり、美唄市も T P P 協定対策連絡会議を設置し、全市全業種が一丸となって反対運動を起こし、政府の T P P 交渉参加表明に、断固抗議するものであります。

今後、政府は T P P に対する国民的議論が熟すよう、交渉で得られた必要な情報は速やかに明らかにし、T P P の利点・不利となる点・国益上の危機を分かりやすく国民に説明するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月15日

北海道美唄市議会。

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

- 議長内馬場克康君 次に、意見書案第 14 号について、7 番吉岡文子議員。
- 7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第 14 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

後期高齢者医療の保険料値上げを
行わないことを求める意見書

北海道後期高齢者広域連合は、平成 23、24 年度の新たな保険料を試算し、剰余金 20 億円、財政安定化基金 82 億円を充当した場合として、現行保険料の 1 人当たり 6 万 4,953 円に対し、6 万 8,784 円（6.49%の伸び）となり、約 3,800 円の値上げになるとしています。

高齢者一人当たりの所得は全国平均の 79 万 6,000 円に対し、北海道は 62 万 9,000 円と 9 万 7,000 円も下回る実態となっています。一方、保険料は全国 10 位と高い位置にあります。

このように所得が低く保険料が高いという現状は、安心して老後の生活を送りたいという高齢者の希望と大きく乖離していると言わなければなりません。

美唄市での後期高齢者広域連合の被保険者は 4,801 人で住民の 18%です。年金が減額され保険料が値上げされたなら、地域経済への影響も懸念されます。

よって新しい保険料の設定にあたっては、高齢者にこれ以上の財政負担を押し付けることのないよう北海道及び国として十分な財政措置を講ずるよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 15 日

北海道美唄市議会。

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

- 議長内馬場克康君 お諮りいたします。
ただいま提案理由の説明がありました意見

書案第 13 号及び意見書案第 14 号の以上 2 件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第 13 号 A P E C での T P P 交渉参加表明に抗議する意見書及び意見書案第 14 号後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書の以上 2 件は、原案のとおり可決されました。

●議長内馬場克康君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成 23 年第 4 回美唄市議会議定例会は閉会いたします。

午前 10 時 29 分 閉会

